

# 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会

本年4月以降、都道府県や市町村、児童福祉に携わる関係団体等の参画の下、児童福祉における課題や対応について議論。

7月には下記のように、今後の対応に係る方向性を取りまとめた。(2ページ参照)

- ・ 市町村における、妊産婦、児童及びその保護者に対して一体的な支援を行うためのハブ機能を有する機関の創設
- ・ 虐待の予防等のための、全ての児童やその保護者等への家庭・養育環境に関する支援の強化
- ・ 家庭的養護を推進するための支援や家族支援の充実、子どもの権利擁護の推進等による社会的養護の体制整備

この方向性に沿い、9月以降、

- ・ 児童福祉分野と母子保健分野の相談支援を一体的に行う機能を有する機関の創設
- ・ 親子関係形成、子どもの居場所づくり、訪問による生活支援等のための各種事業の創設
- ・ 里親支援機関の設置や社会的養護経験者への自立支援の強化、意見表明支援の枠組みの構築

といった、制度や事業の見直しについて具体的議論を行っている。(3ページ以降参照)

今後も議論を深め、本年末を目途に最終的な取りまとめを行い、児童福祉法等の改正を含めた対応等を行う。

## 1. 課題

平成28年の児童福祉法等改正法の附則に則って、子ども家庭行政の今後の課題として、**未就園児、就学世帯を含めた子育て家庭の把握が不足していること、課題のある家庭や子どもに対する支援が不足していること、支援がばらばらに提供されており支援提供のハブとなる機能（マネジメント）の強化が必要**であること、を主な課題としてその具体的対応策を議論。

令和元年の児童福祉法等改正法の附則に則り、一時保護、児童の権利擁護、児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資質向上に関して行った令和2年度以降の議論を踏まえ、その具体的対応策を議論。

## 2. 今後の議論の方向性

### (1) 妊産婦、子育て世帯につながる機会の拡大

妊婦を含めた全ての子育て世帯とつながる機会の拡大  
保育所等**地域の子育て資源を活用した気軽に相談ができる環境の整備**

### (2) 市区町村等のソーシャルワーク機能

市区町村における**母子保健と児童福祉に関する一体的に相談ができる機能を有する機関の設置**  
相談機関における、支援の必要性の濃淡によって支援を体系立ててつなげるプランの作成

### (3) 子育て世帯の家庭・養育環境への支援

必要な保護者や子どもに支援が提供可能となるよう、**新事業の創設**（訪問支援、親子関係形成支援、学校や家に居場所のない子どもの居場所）  
支援を目的とした措置等、市区町村の制度的な権限

### (4 - 1) 支援の必要性が高い子どもやその保護者、家庭への在宅支援

支援の必要性が高い子どもやその保護者、家庭に対する在宅指導措置の積極的活用と児童相談所と市区町村等との包括的な支援の提供  
支援の必要性が高い妊産婦への支援

### (4 - 2) 社会的養護（代替養護）の提供

一時保護の適正手続きの確保と一時保護に関する環境の改善  
効果的に里親支援が提供される環境の整備

### (5) 社会的養護経験者の自立支援

年齢に関わらず、必要とする子どもの状況に応じた自立支援の提供

### (6) 基盤（人材、財政、情報、権利擁護）

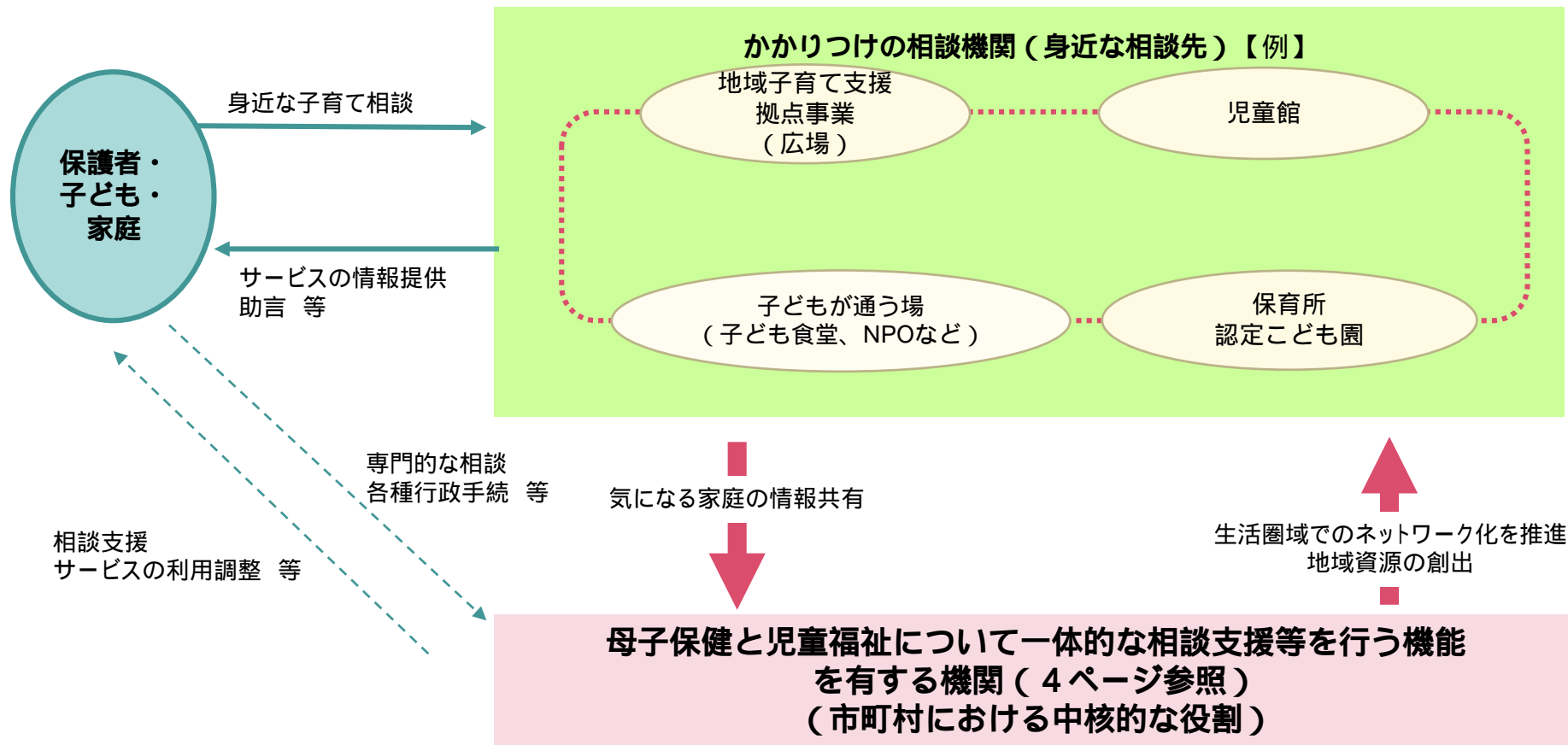
子ども家庭福祉分野の専門的な支援を行う者の**資格のあり方も含めた資質向上**  
子どもの意見表明支援体制の整備を含む**子どもの権利擁護の推進**

# (参考) 全ての子育て世帯が気軽に相談できる環境について

未就園の割合が高い0～2歳の児童がいる世帯をはじめとし、全ての子育て世帯が悩み等を気軽に相談できる環境が必要。

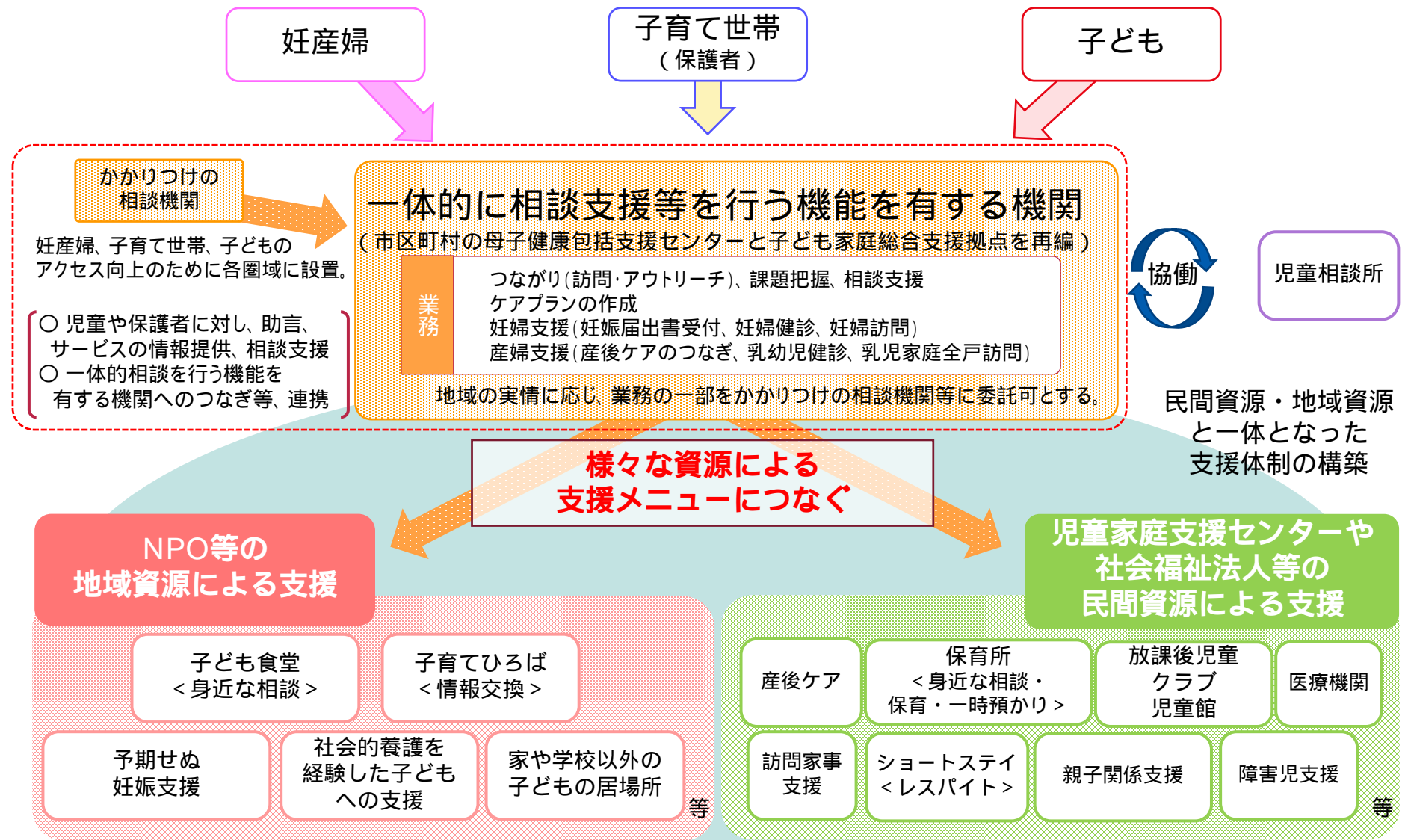
このため、地域の実情に応じて、保育所、認定こども園、児童館、地域子育て支援拠点などの身近にアクセスできる子育て支援の資源が、これらを利用していない世帯も含めて、身近な相談先としての機能を果たせるようにしてはどうか。(かかりつけの相談機関)

今般、市町村の相談支援体制については、児童福祉・母子保健のそれぞれの観点からの既存の相談支援機能の一体的運用を図り、中核的な相談機関として整理しようとしているところ(4ページ参照)、かかりつけの相談機関はそれと情報共有・連携することにより、地域に重層的な相談体制を構築するものと整理してはどうか。



# (参考) 市区町村等のソーシャルワーク機能について

市区町村における児童福祉・母子保健のそれぞれの観点からの既存の相談支援機能の一体的運用を図ってはどうか。この一体的に相談支援を行う機能を有する機関は、妊産婦、子育て世帯、子どもを適切な支援メニューにつなげるハブ機能を果たすこととしてはどうか。



## (参考) 子育て世帯の家庭・養育環境への支援

- これまで、子を持つ親が仕事と家庭を両立していくための保育サービスの整備は進められてきたが、
- ・ 一時預かりの受け皿や家事支援のサービスが不足しており、子育てする親の負担を軽減できていない
  - ・ 良い親子関係を築く方法を学ぶための機会が不足している
  - ・ 子ども自身の悩みや孤立感を受け止める場所も不十分
- といった状況にあり、子育てする親や子どもの暮らし全体を支える環境はできていない。

そこで、市区町村事業として新たな事業を創設し、市区町村におけるニーズを踏まえて整備量などを決めていくなど計画的な整備を進めてはどうか。

### 子育て短期支援事業（仮称）

保護者の疾病等により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、施設に入所させて必要な保護を行う事業について、以下の3類型を用意。その際、要件を明示するとともに、1回の利用につき日数制限を廃し、柔軟に利用できるようにする。

- 型 (保護者の意思により) 育児疲れ等、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を入所させる事業
- 型 保護者と児童を共に入所させ家庭における養育を可能とさせる事業
- 型 自らの意思で入所を希望した児童を入所させる事業

### 子育て世帯訪問支援事業（仮称）

- 子育て世帯の育児と家庭の両立の負担の軽減を図るべく、
- ・ 要支援世帯・要保護世帯に限らず、対象とする世帯を広いものとした、
  - ・ 生活・育児支援や個々の家庭の状況に応じた養育環境の把握、相談支援等を行う事業

### 児童育成支援拠点事業（仮称）

家庭環境その他の理由により孤立した状態にある児童を対象に、保護者や家庭から離れ、日中において相談支援や社会との交流の支援を提供する。

また、必要に応じ、児童の保護者、家庭に対して、相談や必要な福祉的支援へのつなぎを実施する。

### 親子関係形成支援事業（仮称）

親子関係に課題があり解決が困難な状況に陥る前に、可能な限り早期に支援につながる機会が確保されるよう、講義、グループワーク、個別のロールプレイなどを内容としたペアレントトレーニングを提供する。